

## 電動モビリティシステム専門職大学研究活動規範に関する規程

令和5年3月29日制定

(目的)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学(以下「本学」という。)の建学の精神に基づき、本学の研究者(常勤、非常勤を問わず、また、学生、外部から受け入れた研究員を含むことがある。以下同じ。)が主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な事項を定めることにより、本学の学術研究の信頼性及び公正性の確保並びに研究者の適正かつ円滑な研究の遂行を図ることを目的とする。

(研究活動の基本姿勢)

第2条 研究者は、学術研究の自主性・自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に自己研鑽に努め、誠実に判断し、行動しなければならない。

2 本学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの検証を受け、説明責任を果たさなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 研究者は、研究活動に当たっては、法令及び関係諸規則並びに本学の諸規程を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 研究者は、プライバシー保護の重要性を認識し、研究のために収集した情報等で個人を特定できるものは、他に漏らしてはならない。

(ハラスメント等の禁止)

第5条 研究者は、研究活動において起こりうる全ての形態の差別及びハラスメントを起こしてはならない。また、立場や権限を用いて、自らの指示、指導を受ける者に対し研究活動の支援や協力を強いる等不当な行為を行ってはならない。

(環境保護・安全管理)

第6条 研究者は、実験等に用いる施設、設備、装置、薬品等を取り扱う場合には、研究従事者その他本学構成員及び学外者並びに生物及び環境に危険を及ぼすことのないよう安全管理に万全を尽くさなければならない。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は、環境に影響を与えないよう責任をもって処理しなければならない。

(不正行為の禁止)

第7条 研究者は、研究活動において研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行い、又は加担してはならない。ただし、次に掲げる行為は不正行為に該当しない。

(1) 悪意のない誤り(科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が

結果的に誤りであった場合を含む。)

(2) 意見の相違

(研究費の取扱い)

第8条 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令及び関係諸規則並びに本学の諸規程を遵守し、研究費の源泉が公的資金、共同研究費等の外部資金、学生納付金等によって賄われていることを常に留意し、適正に使用しなければならない。

2 前項の研究費の使用に関する必要な事項は、別に定める。

(共同研究)

第9条 研究者は、共同研究における個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にして共同研究を実施しなければならない。

2 共同研究を代表する研究者は、当該共同研究の研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。

(利益相反の防止)

第10条 研究者は、研究活動における社会連携活動を行うに当たっては、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる努力を怠ってはならない。

(若手研究者への支援)

第11条 学長は、若手研究者が適切な研究倫理観を持って自立した研究活動を遂行できるよう、支援又は助言がなされる環境整備に努めるものとする。

(研究データの保存)

第12条 研究者は、実験ノート等の研究データについては当該論文等の発表後、原則として10年間保存し、学長の求めに応じ、開示しなければならない。

(不正行為の防止等)

第13条 学長は、研究活動における不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

2 前項の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する必要な事項は、別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究活動の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月29日から施行する。